



プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ

～神奈川県プラスチック資源循環推進等計画を策定～

プラスチックは、素材として軽くて加工しやすい等の特徴があることから、様々な分野で利用されています。その一方、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、現在、世界的な環境問題となっています。

また、化石資源を原料としたプラスチックを廃棄し焼却することは、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性はより一層高まっています。

国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行しました。

一方、県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すこととし、取組を進めてきました。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022（令和4）年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を規定するなどしました。

こうした背景から、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめましたのでご紹介します。

「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の概要

県は、2018（平成30）年度に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2020（令和2）年3月には、具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきました。

このアクションプログラムは2022（令和4）年度までを期限としており、2023（令和5）年3月、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を新たに策定しました。

1 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

2 基本的な方針

「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組を推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewable※に係る取組を進めます。

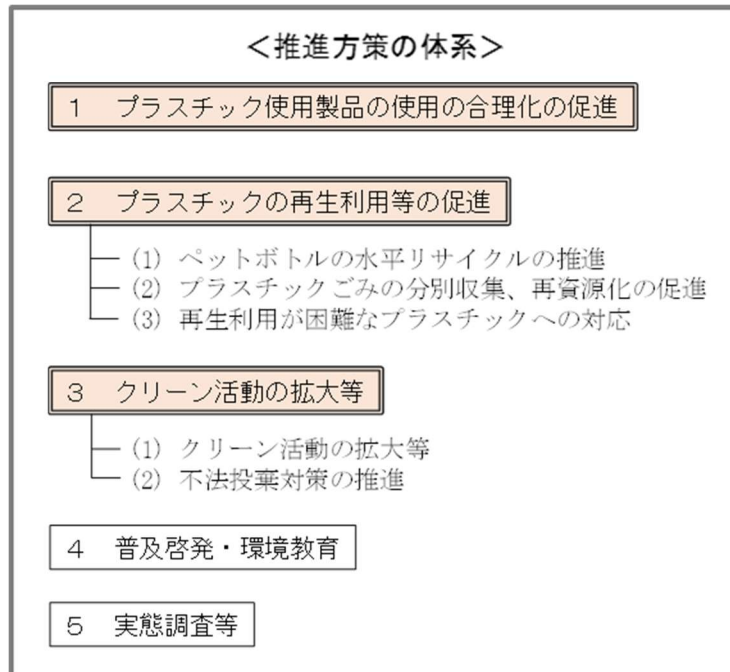
なお、3Rの取組ではプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組が最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めます。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用します。

※再生可能な資源の活用

3 推進施策

基本的な方針に沿い、次の推進方策の体系により取組を進めます。

このうち特に1～3は、重点的に講ずべき方策と位置付け、取組を推進します。



「1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」では、プラスチックごみの排出を抑制するため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進します。

「2 プラスチックの再生利用等の促進」では、発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進します。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進します。

「3 クリーン活動の拡大等」では、環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止や非意図的な環境への排出防止の取組、不法投棄対策を推進します。

また、各方策においては、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら、施策を推進します。

4 計画の進行管理

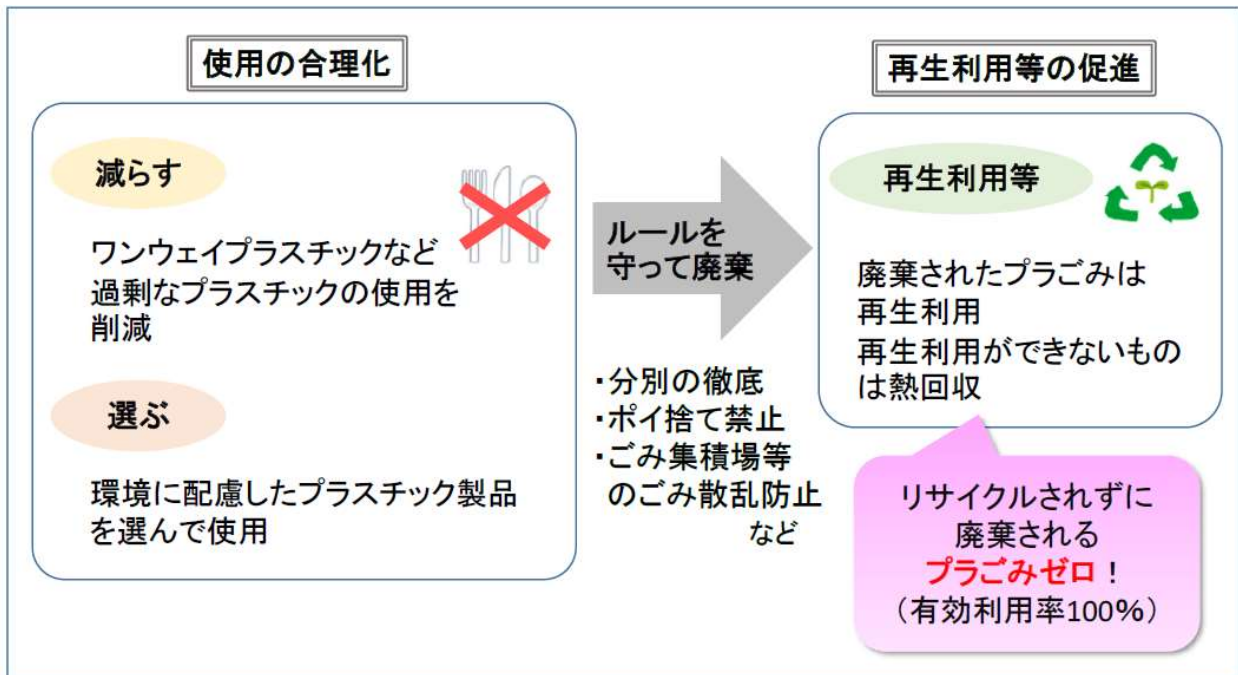
計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標である、プラスチックごみ（一般廃棄物及び産業廃棄物）の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を管理していきます。また、結果は県ホームページで公表します。

＜一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率に係る目標値＞

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%

産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業者が排出する廃プラスチック類を対象に把握します。

目指すべき『プラごみゼロ』とは



それでも環境中に流出してしまったプラごみは？ →クリーン活動の拡大等により回収

クリーン活動の輪が広がることは、県民の意識向上、ポイ捨てを許さない地域環境づくりにも繋がる。



かながわプラごみ
ゼロ宣言



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

計画（全文）は、県ホームページ「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」で公開していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/plastickeikaku.html>

